

新生・ワールドラップ・セレクト 米国の利上げについて

3月14-15日に開催された米連邦公開市場委員会(以下、「FOMC」といいます。)会合後の声明で、政策金利であるフェデラルファンド(以下、「FF」といいます。)金利の誘導目標を「0.50%~0.75%」から「0.75%~1.00%」に引き上げたことが発表されました。今回のFOMCの結果を受けて、投資先ファンドの運用会社アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ジャパン(以下、「アリアンツ」といいます)のコメントをもとにレポートを作成しましたのでご覧下さい。

<運用会社からのコメント(2017年3月16日現在)>

米国の利上げについて

米国連邦準備制度理事会(以下、「FRB」といいます。)は、15日のFOMCで、2016年12月以来、3ヶ月ぶりの利上げを、投票メンバー10人のうち9人の賛成による賛成多数で決定しました。利上げ幅は0.25%で、FF金利の誘導目標を、0.50~0.75%から0.75%~1.00%へと引き上げました。また、同時に発表された政策金利見通しでは、今回の利上げも含め2017年中の利上げが3回とされました。

米国の利上げの影響について

今回の利上げ決定は、**市場参加者による事前予想に沿うもので特に大きな混乱はありませんでした。**投資家の間では、2017年の利上げ頻度を合計4回とする見方も広がっていましたが、FRBが事前に示唆していた通り3回の利上げ見通しを維持したことで、投資家の間に安心感が広がり、米国株式などは値を上げました。

今後の米国における利上げの見通し

今回利上げを実施したものの、FRBは引き続き穏やかな利上げ路線を辿ると考えており、アリアンツでは2017年内で**残り2回の利上げを予想**しています。次回の利上げタイミングについては、マクロ経済状況に大きな変化が無く、また地政学的イベントが発生しないことを前提として、**6月のFOMCで2017年2回目の利上げが決定されるとの見方**をしております。

今後の運用方針

従前からの方針に特に大きな変更はなく、アリアンツでは今回のFOMCの決定内容のみを根拠とするような追加的資産クラスの配分調整は必要ないと考えております。世界主要諸国の中央銀行は非常に緩和的な金融政策を維持し、このことが**株式市場にプラスに影響する**と考えています。

米国株式は世界最大の経済大国としてその恩恵を大きく享受するでしょう。米国債券については、米国経済の好調さや原油価格の推移等を考慮すると、債券利回りが現状から短期間に急上昇する可能性は低いものの、穏やかに上昇基調を辿っていくものとみています。一方、米国の投資適格社債やハイ・イールド債券はデフォルト率を考慮するとやや過大評価されているようですが、ファンダメンタルズ(経済の基礎的条件)の観点からはまだ妥当な水準だと考えています。欧州の投資適格社債やハイ・イールド債券のスプレッド(国債との利回り格差)は適正水準にあると見ています。

出所:アリアンツ、ブルームバーグのデータをもとに新生インベストメント・マネジメントにて作成

※巻末の「ご留意いただきたい事項」を必ずご覧下さい。

【各指数*1の騰落率(米ドルベース)】

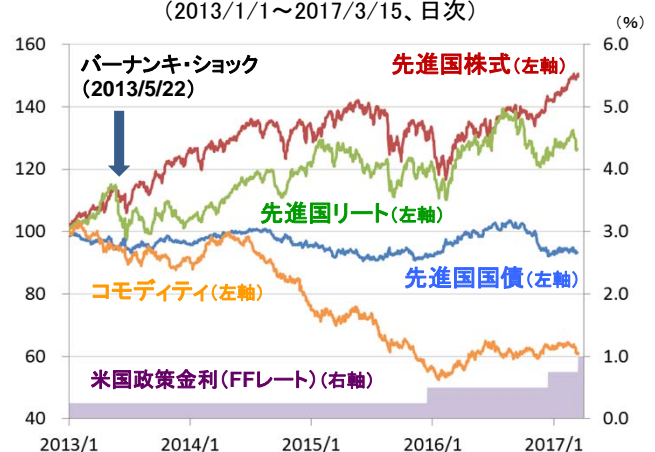
(期間:2017年3月13日~2017年3月15日)

先進国国債	0.29%
高利回り社債	-0.12%
投資適格社債	0.38%
新興国国債	0.14%
先進国株式	0.23%
コモディティ	0.18%
新興国株式	0.55%
先進国リート	1.01%

※当ファンドの組入資産クラスの騰落率ではありません。

【バーナンキショック*2以降の主要指数*1と米国政策金利の推移】

(2013/1/1~2017/3/15、日次)



*1 2013年1月1日を100とした指数化グラフ。各指数は以下の通り。先進国国債: シティ世界国債インデックス(日本含む)(米ドル)、投資適格社債: パークレイズ・グローバル・アグリゲート・コーポレートインデックス(米ドル)、先進国株式: MSCIワールド・インデックス(米ドル)、新興国株式: MSCIエマージング・マーケット・インデックス(米ドル)、新興国国債: JP モルガン EMBI グローバル・ダイバーシファイド・インデックス(米ドル)、高利回り社債: パークレイズ・グローバル・ハイ・イールドインデックス(米ドル)、先進国リート: FTSE EPRA/NAREIT ディベロプトインデックス(米ドル)、コモディティ(商品): ブルームバーグ・コモディティインデックス

*2 2013年5月22日にバーナンキFRB議長(当時)が量的緩和の縮小を示唆した事から、市場参加者が米国の金融緩和局面の終了を意識し、金融市場の混乱を招いた経済イベント。

2017年3月17日

【投資リスク】投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。

当ファンドは、組入れた有価証券等の値動きにより、基準価額が大きく変動することがありますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。また、外貨建て資産に投資した場合、為替変動リスクも加わります。したがって、ファンドにおける投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。ファンドのリスクは下記に限定されるものではありません。

《基準価額の主な変動要因》

■価格変動リスク

当ファンドは、投資先ファンドを通じて、実質的に世界各国の株式、債券、リート、または株価指数、債券指数、リート指数、コモディティ指数等に連動したETF等に投資を行います。そのため、株式、債券、リート、コモディティ等の価格の下落は、当ファンドの基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

また、当ファンドは、投資先ファンドを通じて、実質的に世界各国の株価指数、債券指数、リート指数、コモディティ指数等に係る上場先物取引のポジションを持ちます。先物取引の買いポジションは、先物価格が下落した場合に損失が発生し、売りポジションは、先物価格が上昇した場合に損失が発生します。それらの損失は、当ファンドの基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

■為替変動リスク

当ファンドは、投資先ファンドを通じて、実質的に外貨建て資産に投資するため、投資した資産自体の価格変動のほか、当該資産の通貨の円に対する為替レートの変動の影響を受け、基準価額が大きく変動し、投資元本を割込むことがあります。為替レートは、各国の経済・金利動向、金融・資本政策、政治情勢、為替市場の動向やその他の要因により大きく変動することがあります。また、当ファンドは、投資先ファンドにおいて、米ドル売り円買いの為替ヘッジ取引を行い、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクの全てを排除するものではありません。円と投資対象通貨の為替変動の影響を受ける場合があります。為替ヘッジ取引を行うにあたり、円金利が当該通貨の金利より低い場合には、その金利差相当分のコストがかかります。

■カントリーリスク

当ファンドは、投資先ファンドを通じて、実質的に海外の資産に投資します。このため、投資対象国・地域の政治・経済、投資規制・通貨規制等の変化により、基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割込むことがあります。特に新興国は先進国と比較して、一般的には経済基盤が脆弱であるため、経済状況等の悪化の影響が大きくなり、そのため金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。また、政治不安などが金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。新興国は先進国と比較して、経済状況が大きく変動する可能性が高く、外部評価の悪化や経済危機等が起りやすいリスクもあります。さらに大きな政策転換、規制の強化、政治体制の大きな変化、テロ事件などの非常事態により、金融商品市場や外国為替市場が著しい悪影響を被る可能性があります。自然災害の影響も大きく、より大きなカントリーリスクを伴います。

■信用リスク

当ファンドは、実質的に組入れた有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化、およびそれらに対する外部評価の変化等により基準価額に影響を受け、投資元本を割込むことがあります。特に新興国は先進国に比べ、発行者の経営・財務状況の急激な悪化や経営不安・破綻が起りやすいリスクがあります。

■その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は受付を中止することや、あるいは既に受付けた注文を取消すことがありますのでご注意ください。

2017年3月17日

【お申込みメモ】投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。

ファンド名	新生・ワールドラップ・セレクト
商品分類	追加型投信/内外/資産複合
当初設定日	2016年12月16日(金)
購入・換金単位	販売会社が定める単位とします。
購入価額	当初申込期間:1口当たり1円とします。 継続申込期間:購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して、8営業日目からお申込みの販売会社でお支払いします。
申込締切時間	午後3時までに、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。
購入の申込期間	当初申込期間:2016年11月24日(木)から2016年12月15日(木)まで 継続申込期間:2016年12月16日(金)から2017年11月14日(火)まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
信託期間	原則として、2026年8月13日(木)までとします(2016年12月16日設定)。 ※委託会社は、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときに信託期間を延長することができます。
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認(書面決議)し、受託会社と合意のうえ信託契約を解約し、信託を終了させること(繰上償還)ができます。 ・「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅲ-新生・ワールドラップ・ファンド・ステアブル・タイプ(適格機関投資家限定)円ヘッジクラス」が償還となった場合(書面決議なし) ・受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認められるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	原則として、毎年8月13日(休業日の場合は翌営業日)とします。
収益分配	年1回の決算時に、原則として収益の分配を行います。 ※分配を受け取る「一般コース」と、自動的に再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。なお、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入・換金申込受付不可日	販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、購入および換金のお申込みはできません。 ●ニューヨークの銀行休業日 ●ロンドンの銀行休業日 ●ニューヨーク証券取引所の休業日 ●ロンドン証券取引所の休業日 ●フランクフルト証券取引所の休業日
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 益金不算入制度、配当控除の適用はありません。

【お客さまには以下の費用をご負担いただきます。】

●お客さまが直接的にご負担いただく費用(消費税率が8%の場合)

購入時手数料	購入価額に 2.16%(税抜2.0%) を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。 ※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。	当ファンドおよび投資環境の説明・情報提供・購入に関する事務手続き等の対価です。
信託財産留保額	かかりません。	

●お客さまが信託財産で間接的にご負担いただく費用(消費税率が8%の場合)

運用管理費用 (信託報酬) (括弧内数字は税抜)	当ファンドの運用管理費用・年率(信託報酬)	0.6804%(0.63%)	信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率 日々のファンドの純資産総額に対し、左記の率を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末(休業日の場合は翌営業日)または信託終了のときにファンドから支払われます。
	(委託会社)	0.3024%(0.28%)	委託した資金の運用の対価です。
	(販売会社)	0.3456%(0.32%)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価です。
	(受託会社)	0.0324%(0.03%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。
	投資対象とする投資信託証券・年率	0.47%	管理・投資運用等の対価です。
実質的な負担・年率	1.1504%程度(税込)		

※巻末の「ご留意いただきたい事項」を必ずご覧下さい。

2017年3月17日

その他の費用・手数料	当ファンド	信託事務の処理に要する諸費用等	法定書類等の作成費用、法律・税務顧問への報酬等です。当該費用が日々計上され毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時にファンドから支払われます。ただし、ファンドの純資産総額に対して年率0.10%(税込)を上限とします。
		財務諸表監査に関する費用	監査に係る手数料(年額62万円および消費税)です。当該費用が日々計上され毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時にファンドから監査法人に支払われます。
	投資先ファンド	受託報酬	運用財産の管理の対価です。年間報酬額として最大10,000米ドルが投資先ファンドから受託会社に支払われます。
		管理事務代行報酬、保管報酬等	事務代行および保管ならびに資産管理等に対する対価が、投資先ファンドから管理事務代行会社および保管会社に支払われます。
		運営および一般管理費	法定書類等の作成費用、法律・税務顧問への報酬、税金等です。
		組入有価証券等の売買の際に発生する取引手数料	組入有価証券等の売買の際、発注先証券会社等に支払う手数料等です。
		ファンド設立費用(弁護士費用等)	投資先ファンドの設立の際に弁護士等に支払う手数料等です。
		監査報酬	投資先ファンドの監査に関して監査法人に支払う手数料です。

*「その他の費用・手数料」につきましては、運用状況等により変動するものであり、一部を除き、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※手数料および費用等の合計額については、ファンドの保有期間に応じて異なりますので表示することができません。

※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)の「手続き・手数料等」をご覧ください。

【委託会社、その他関係法人】

委託会社	新生インベストメント・マネジメント株式会社(設定・運用等) 登録番号 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第340号 加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会
受託会社	三井住友信託銀行株式会社(信託財産の管理等)
販売会社	株式会社新生銀行(募集・換金の取扱い・目論見書の交付等) 株式会社新生銀行は、金融商品取引法第33条の2に規定する登録金融機関です。 登録番号 関東財務局長(登金)第10号 加入協会 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

【ご留意いただきたい事項】

- 当資料は、新生インベストメント・マネジメント株式会社がファンドの仕組み等をご理解いただくために作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料中の記載内容、数値、図表等については、当資料作成時のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。なお、当資料のいかなる内容も将来の投資収益を示唆・保障するものではありません。
- ファンドは、実質的に株式、債券、リート、コモディティなど値動きのある資産(また外貨建て資産の場合、この他に為替変動リスクもあります)に投資しますので、市場環境等により基準価額は変動します。したがって元金保証および利回り保証のいずれもなく、運用実績によっては投資元本を割込むおそれがあります。
- ファンド運用による損益は、すべて投資信託をご購入される受益者のみなさまに帰属します。
- お申込みの際には、あらかじめまたは同時に投資信託説明書(交付目論見書)をお受取りいただき、必ず内容をご理解のうえ、お客様ご自身でご判断ください。
- 投資信託は預金や保険とは異なり、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、元本や利回りの保証はありません。
- 販売会社が銀行等の登録金融機関の場合、投資者保護基金の補償の対象ではありません。
- 投資信託のお申込み時には購入時手数料、ならびに運用期間中は運用管理費用(信託報酬)等がかかります。